

安全保障理事会決議 1854 (2008)

2008 年 12 月 19 日、安全保障理事会第 6051 回会合において採択

安全保障理事会は、

リベリアおよび西アフリカの事態についての従前の決議および議長声明を想起し、  
2006 年 1 月以来の、国際共同体の支援を伴う、すべてのリベリア国民の利益のためのリベリアの再建における、リベリア政府によって成し遂げられた持続的な進展を歓迎し、

リベリア原産の丸太材および木材製品に関する決議 1521 (2003) の第 10 項の措置を更新しないとの決定を想起し、また、土地および借地権の解決、生物多様性の維持および保護、また、商業的な林業活動の契約の発注手続きを含む、2006 年 10 月 5 日に署名により発効した国家林業改革法の効果的な実施と執行を伴うリベリアの木材分野における進展が継続されなければならないことを強調し、

決議 1521 (2003) の第 6 項のダイヤモンドに関する措置を終了するとの決定を想起し、リベリア政府によるキンバリー・プロセス原産地証明制度への参加を歓迎し、国内管理およびその他のキンバリー・プロセスの必要事項のリベリアによる実施に留意し、また、リベリア政府に対し、これらの管理の実効性を確保するために勤勉に活動を継続するよう求め、

第一次産業透明性構想 (EITI) のような歳入の透明性を改善することを目的とする自発的なイニシアティブの役割を認めた 2007 年 6 月 25 日の議長声明 (S/PRST/2007/22) を想起し、また、特にリベリアの EITI およびその他の第一次産業の透明性構想への参加を支持する、産業の透明性の強化についての総会決議 62/274 に留意し、さらに歳入の透明性を改善するために EITI の作業計画を実施においてのリベリアの継続した進展を奨励し、

リベリアを通して安全保障を改善するうえで、また、政府が国土全体、とりわけダイヤモンド、木材およびその他の天然資源の産出地域および国境地帯において、支配権を確立することを支援するうえでの国際連合リベリア・ミッション (UNMIL) の重要性が継続していることを強調し、

ダイヤモンド、木材、対象を限定しての制裁、および武器ならびに安全保障の問題を含む、2008 年 12 月 16 日付けのリベリアに関する国際連合専門家パネルの報告書 (S/2007/785) に留意し、

決議 1521 (2003) の第 2 項および第 4 項ならびに決議 1532 (2004) の第 1 項により課されている措置、および決議 1521 (2003) の第 5 項に規定されている条件の達成へ向けての進捗状況を検討し、また、この目標へ向けて、不十分な進展しか達成されていないと結論し、

これらの条件を達成するためのリベリア政府の取り組みを支援するとの決意を重視し、

また援助団体も同様に行なうように奨励し、

リベリア政府を、決議 1521 (2003) の第 5 項に規定されている条件の達成へ向けての進展を確実にするための措置を識別し実施するうえで、支援するようにすべての当事者に促し、

リベリアにおいて、重要な進展が達成されたにもかかわらず、現地の事態は、地域における国際の平和と安全に対する脅威を構成し続けていると決定し、

国際連合憲章第 7 章にもとづいて行動して、

1. 今日に至るまでの、決議 1521 (2003) により課された措置を解除するための条件の達成へ向けての進展の評価にもとづき、

(a) 決議 1521 (2003) の第 2 項により課され、決議 1683 (2006) の第 1 および第 2 項ならびに決議 1731 (2006) の第 1 項 (b) により修正された武器に関する措置を更新し、また、決議 1521 (2003) の第 4 項により課された旅行に関する措置を、本決議の採択からさらに 12 カ月の間更新する；

(b) 加盟国は、決議 1521 (2003) の第 2 項 (e) もしくは第 2 項 (f)、決議 1683 (2006) の第 2 項、あるいは決議 1731 の第 1 項 (b) にもとづき、決議 1521 (2003) の第 21 項により設立された委員会 (以下「委員会」) に対し、すべての提供された武器あるいは関連物資の引渡について通告する；

(c) 政府が安保理に対し決議 1521 (2003) に規定されている措置を終了させるための条件を満たした旨報告し、安保理に対しその評価を正当化する情報を提供した場合、リベリア政府の要請にもとづいて、上記の措置を再検討する；

ことを決定する。

2. 決議 1532 (2004) の第 1 項により課されている措置は依然として有効であることを想起し、専門家パネルのこの点に関しての進展の欠如の指摘を憂慮し、また、リベリア政府に対し、その義務を果たすために、あらゆる必要な取り組みを継続するよう求める。

3. 決議 1532 (2004) の第 1 項により課された措置を最低一年に一回再検討する意向を再確認し、また、関連して指定された国家との調整および専門化パネルの支援を得て、必要に応じて旅行禁止の記載のための名簿作成および資産凍結名簿について公開で閲覧可能な理由と、同時に、とりわけ名簿への記載および削除の手続きに関し、委員会のガイドラインを更新するよう委員会に指示する。

4. 以下の職務を遂行するために、決議 1819 (2008) の第 1 項に従って指名された現行の専門家パネルの職務権限をさらに 2009 年 12 月 20 日まで延長することを決定する：

(a) 決議 1521 (2003) 第 4 項 (a) および決議 1532 (2004) 第 1 項に記述された人物の委員会による特定に関連する情報を含め、また、武器の非合法的取引のための、天然資源からのような、様々な財源をも含め、決議 1521 (2003) によって課され、上記第 1 項において更新された措置の実施および違反について、調査し、中間報告書および最

終報告書をまとめるために、リベリアおよび近隣諸国に対し、追加的な二つの評価任務を実施すること；

- (b) とりわけ前大統領チャールズ・テイラーの資産に関してを含め、決議 1532 (2004) 第 1 項により課された措置の影響と効果について評価すること；
  - (c) 2006 年 9 月 19 日にリベリア議会を通過し、2006 年 10 月 5 日にジョンソン・サーリーフ大統領の署名により発効した森林法規の実施について評価すること；
  - (d) リベリア政府のキンバリー・プロセス原産地証明制度の遵守について評価し、また、遵守の評価についてキンバリー・プロセスと調整すること；
  - (e) この項に記載されているすべての問題について、2009 年 6 月 1 日までに、委員会を通し、安保理に中間報告書を、また、2009 年 12 月 20 日までに委員会を通し、安保理に最終報告書を提供し、その時点以前に、適切な場合には、特に、2006 年 6 月の決議 1521 (2003) の第 10 項の解除以降の木材分野での進展および決議 1521 (2003) の第 6 項の 2007 年 4 月の解除以降のダイヤモンド分野での進展について、委員会に対し、非公式の最新の情報を提供すること；
  - (f) 他の関連する専門家グループ、とりわけ決議 1842 (2008) 第 10 項によって再設置されたコードジボアールに関するもの、および キンバリー・プロセス原産地証明制度と積極的に協力すること；
  - (g) 決議 1521 (2003) の第 4 項および決議 1532 (2004) の第 1 項により課された措置の実施を促進するための地域の諸国の能力の強化が可能な領域を識別しまた勧告を作成すること；
  - (h) 旅行禁止の記載のための名簿作成および資産凍結名簿について公開で閲覧可能な理由を更新することにおいて委員会を支援すること；
5. 事務総長に対し、専門家パネルの現行のメンバーを再度任命し、パネルの作業を支援するために必要な財政上および安全上の措置を行うよう要請する。
6. すべての国家とリベリア政府に対し、専門家パネルの任務のすべての側面において、十分に協力するよう求める。
7. リベリア政府に対し、ダイヤモンドの採掘および輸出に関する国内的な管理を強化するために、2008 年キンバリー・プロセス検討チームの勧告の履行を継続するよう奨励する。
8. キンバリー・プロセスに対し、専門家パネルとの協力およびリベリアのキンバリー・プロセス原産地証明制度の履行に関する進展についての報告を継続するよう奨励する。
9. この問題に引き続き積極的に取り組むことを決定する。